

## 第6回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議 議事概要

日 時：令和3年12月22日（水）13：05～14：44

場 所：議事堂6階601特別委員会室

出席者：三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議委員10名

資 料：第6回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議事項書

資料1 政治倫理条例の論点に対する会派意見の状況

資料2 三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議  
検討結果報告書（案）

参 考 政治倫理条例の論点に対する意見（各会派意見まとめ）

想定される措置の種類（他団体の事例）

三重県議会議員の政治倫理に関する条例

委 員：ただいまから第6回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議を開催する。本日は、当プロジェクト会議の検討結果報告書を今後作成していく時の考え方、合意状況を確認しながら進めて参りたい。当然、その検討結果報告書が条例を改正する場合の考え方に繋がると思っているので、皆様で委員間討議を願いたい。それでは協議に入る。[資料1](#)に沿って、前文から議論を進めて参りたい。論点というところが左にあり、真ん中に各会派の意見、右側に改正に向けた考え方というふうにまとめさせていただいた。真ん中の各会派の意見のところにはバツがついている項目があると思うが、このバツがついているということは、なかなか今までの中で一致を見ていない、そのようにお考えいただきたい。このプロジェクト自体、多数決により決する性格の内容ではないと考えており、各会派においてコンセンサスが得られなければ、変更は難しい、致さないという考え方を取りたいと思っている。そこで、限られた時間で議論を進めていくために、この一番右側の改正に向けた考え方のところが空欄になっている論点については、基本的に変えていくという方向でないと確認をさせていただきたい。しかしながら、考え方等について、特に申し述べたい意見はお出しただければと思っている。今まで述べさせていただいた、考え方、進め方についてよろしいか。

全 員：異議なし

委 員：では、そのように進めさせていただく。それでは、前文のところから委員間討議を始める。文言の追加。 人権意識を追加してはどうかという意見があったが、その必要はないという意見があったので、これは改正に向けた考え方が空欄になっているということ。取り入れることは難しいと考えている。「県民」のところに「主権者たる」を付け加えてはどうかという意見があった。これは、マルと三角に分かれており、入れてはいけない、あるいは入れない方が良いという考えはない。しかしながら前回、この主権者とはどういう人を指すのかという議論があったので、もう一度事務局において皆様方にお示ししたい。

事務局：それでは事務局の方でいろいろと調べたことについて報告させていただく。インターネットで主権者について調べてみたところ、主権者という言葉は非常に多義的で、その対象については古くから様々な考え方が提唱されており、主権者の意味を広く解釈して参政権の有無に限らず、広く政治に参加する主体として主権者という言葉を使うことも可能だというような記事もあるが、広辞苑では、主権というのは国家の政治の在り方を最終的に決める権利、国民主権などという言い方がされる。一方、「主権者教育の手引き」というものが総務省の方で公表されており、そこには、主権者、イコール統治権を持っている人ということで、統治権を持っている人ということは結局、代表者を選ぶのが選挙なので、選挙で投票する人が統治権を持っている人、イコール主権者ということで、この総務省が定めて公表している主権者教育の考え方だと、外国人の方は、現在、選挙権がないので除かれると見ることができるかと思う。最後に、三重県の法規集を調べ、三重県の条例規則で「主権者」で検索をしたところ、引っかかってくるものは一切なかった。ということで、主権者という文言を使った三重県の条例規則は現在ないということ。全体的な印象を申し上げますと、主権というやはり国民主権などで、県民主権というのはあまり見かけないのかなという印象を持っている。報告は以上。

委 員：主権者、主権等について事務局より説明があったが、その必要性を含め、ここで一定結論を出していきたいと思っている。いかがか。

委 員：うちはマルをしていたが、今の説明も聞いて自分なりにもいろいろ考えたところ、「主権者たる」はなくては良いのではないかと。そして、

県民という言葉がたくさん、この中に出てくるということも一つだが、例えば、前文の1行目に出てくる県民というのは、18歳未満の方も含める全ての県民だと思う。2行目3行目に出てくるのは、有権者という形の県民、「県民の負託を受けた」とか「県民の厳粛な信託により」というのは、選挙ということが言えるのかなと思う。様々なこの条文の中でも、県民という言葉が当然1行目に、全ての県民の揺るぎない信頼があって初めてというところは包含されているので、あとは使い分けもある程度厳格なものにしない方が、それで解釈がいろいろ変わるということがあってはならないが、私どもは最初、主権者たる県民ということはずごく賛成だと思っていたが、厳密に今の説明にもあったように、主権者自体がいろいろなとらえられ方もあるということと、広く一般的には、参政権を持たれている方なのかなと、私も調べた中ではそう感じたので、この県民という言葉に全ての想いを包含し、条文ごとに書かれている県民というのを、皆が正しく理解すれば良いのではないかと思う。

委員：うちの会派もこの部分はマルとはしているが、今の委員の話と事務局の説明を聞いている中で、やはり幅広くとらえられる形の方が良いということできくと、あえてつけなくても良いのかなと感じた。

委員：私どもの会派の中で議論した内容としては、より強調をするというか、主権者にしても県民という言葉にしてもいろいろな解釈のされ方をすることであると、なかなか私たちの本意とも若干ずれてくるのかなと、今の事務局の説明やそれ以前の議論を聞いていて少し感じているので、そこにうちの会派としてこだわりを持っているということはない。

委員：ということは、「主権者たる」という言葉で限定されていくようなことがあれば、それは望まないということか。

委員：限定されるというのはうちの会派としても本意ではないので、少し考え方を柔軟にしたいと思う。

委員：先ほど、入れるべきと考えていたが、あまりに限定的になるのはどうかというような意見もあったので、外させていただくという結論を出したいと、委員長においては考えるがよろしいか。

全員：異議なし

委員：では、ここについては、右側の改正に向けた考え方というところ、空

欄とし、外させていただくこととするが、異議ないか。

全 員：異議なし

委 員：では外させていただく。それから、「崇高な」と入れればどうだろうという意見があったが、これは少し言い過ぎではないかというような意見もあり、やめた方がいいということでバツがついているので、この総意としては表しにくいと思っている。ただいま前文についてから まで確認させていただいた。よろしいか。

委 員：それでは「崇高な」に変わらないということで、厳しい倫理意識で。ここで一応確認しておきたいが、「厳しい」という言葉は、良い加減な対処が許されないとか、少しの緩みも許されないとか、そういう意味があるということ。「崇高な」というのは私もどうかとは思いつつながら、美的範疇の範囲内の言葉であって、美しく気高いことということで、まだ「崇高な」の方が緩やかになって、厳しいというのは本当に厳しいということなので、良い加減に対処してはいけませんよ議員さんということなので、その辺を皆が理解した上で、この厳しいをもう一度、確認をし合ってそれで続けていただければと思う。

委 員：崇高な、厳しいという言葉の在り方について、提起がなされた。これはちょっとおこがましいという意見も出されていたが、いかがか。

委 員：厳しいという定義の話があったが、元々そうになっていた、現行がそうになっているということなので、現行をそもそも変えるという、これがそもそもどうかという議論はしていないが、また厳しいという言い方にも多分、幅があると思う。特に前文なので、一種の理念、戒めのような感じだと思うので、先ほどおっしゃったような、良い加減ではない、緩みを許されないというような、多分気持ちでということであって、それがそのまま何かに適用されて措置に繋がるというほどのものではないのだろうとは感じているところ。

委 員：他の会派においても、厳しいということで、しっかりと自覚を持っていくという確認をさせていただきたいと思うがよろしいか。

全 員：異議なし

委 員：という確認のもとに、これは厳しいということでとさせていただく。目的だが、これは前文に従い、バツもあるのでそのままということになる。責務、2条のところ。規定の追加について、不正な影響力行使の禁止のところ、次の二つの視点で文言を検討したらどうかとい

うふうにさせていただいた。現行規定と重複しない内容にすること。  
そして、禁止規定ではなく、行動規範を示す、そういう言い方に文章  
をしていただいている。どうかという提案もいただいている。まだ、こ  
ういう文章でということはないが、この二つの視点を持って検討をする  
ということについてよろしいか。

全 員：異議なし

委 員：それでは規定の追加。これは、辞職後の議員を政治倫理審査会へ招致  
できるという規定を付け加えてはどうかということ。ただこれについ  
ても、その必要はないという意見があるので、このことを新たに付け  
加えることは難しいと考えているが、よろしいか。

全 員：異議なし

委 員：ではそのように確認させていただく。次に、説明責任の明確化のとこ  
ろだが、ここで何か少し、会派から出していただいた意見にそこがあ  
るように感じている。この説明責任というのは、この条例をしっかりと  
遵守をし、もし何かあったときに、その議員において説明責任を果  
たすという意味で、宣誓云々というのがあるが、被審査議員の宣誓で  
はない。どの議員にとっても宣誓が必要かどうかという意味で、審査  
会が開かれるときの被審査議員に宣誓を求めるかどうかということ  
ではないので、確認をさせていただきたい。ここでは、特にその必要は  
ないのではないかという意見もあった。そのままにしておくというこ  
とで、意見はないか。お配りしたA3の参考 というところに各会派  
の意見がまとめてあるので、もう一度、自分の会派がこのときにどう  
いう意見を出しているかということを確認の上、発言願いたい。この  
第2条の説明責任は、全ての議員にかかってくる説明責任。

委 員：この部分については、特にどうしても宣誓までという、それにこだわ  
る話ではなく、当選時から自覚をしていただくため、きちんとした事  
務局からの説明なり、きちんと目を通して確認をしてもらうというこ  
とが必要だという意味合いだと思うので、運用上というか、そういう  
中できちんとやっていただければ良いこととは思う。

委 員：理解不足で申し訳ないが、この第2条第3項というのは、政治倫理に  
関する条例の中で書いてあるということは、通常の議員活動の中で政  
治的又は道義的批判を受けたときは自らその責任を進んで明確にする  
というのは、議会基本条例の範疇であって、この条例の中に書き込ん

であるということはこれ審査会の中においてということではないのか。これは、あくまでも政治倫理に関する条例だから、審査会関係なく、政治倫理上、何かの疑いとか、批判を受けた場合には、自らきちんと説明してくださいねということであって、審査会ではないわけか。

委員：審査会が開かれてその中ということではない、もう少し幅広にとらえて。

委員：政治倫理に関してということか。わかった。

委員：私も被審査議員を対象としても必要だということでマルをつけさせていただいて、その下に当選時についてということで、公務員になる時には憲法遵守ということで宣誓をする形に、それは一人一人がするわけではないが宣誓をしたという経過になるわけで。そういう中にこれは憲法ということではないが、この真摯に、誠実に事実を解明することが、いかなるときにも必要とこの時点で思って、これを書いた。憲法遵守義務というのはもちろん公務員にはあるからするが、議員が国会やその他の部分で、この三重県議会以外でも、そういうものはない。憲法には遵守義務があるので宣誓はしていなくても、ここに書かれている真摯誠実はとてもイメージ的なものなので、大変難しいとは思いますが、こういったことは大切とは思っている、本来は。ただ宣誓を求めかどうかということは、求められるのであれば求めるのは良いことかもしれないと思うが、というのはこの間、やはり自分自身も振り返っていろいろなことが起こった時に、こういう状況という、真摯に誠実に解明するために誰もが努力するということが大変見えなかったりしたので、私は特に気になってこれを書き込んだ。今は皆さんとの意見交換の中でまた考えていきたいと思うが、そういう思いだった。

委員：変更する必要まであるかどうか、書き加える必要があるかどうかという結論を出していただきたい。

委員：意味合いとしては結局、基本条例もそうだが、この政治倫理条例が当選時に配られて、資料の中にありましたというのではやはり駄目だということで、他県でそういう宣誓の事例があったので確か申し上げたと記憶しており、宣誓が重要なのではなくてこれをきちんと見てもらって、周知、認識をしてもらう、何かあったときに政治倫理条例ってありましたっけ、何が書いてありましたっけ、ということではいけないという意味合いで言わせていただいたので、逐条ができるかどうか

の議論はあるが、何か逐条などで、きちんとやはりこれを読み込んで周知をいただく、当たり前の話ではあるが、そういうことが表現されれば、別に条文として起こさなければならないということではないと思う。

委員：報告書の中に、この項だけではなく、この条例全体として、周知の徹底が必要であると認識を求めることが大事であると。例えば、議長の交代時等に、議長において、そのことが行われるようにというような中身のことを、改正ではないが付け加えさせていただくという方法もある。そのように取り扱ってよろしいか。

委員：どのようにかがわからなかったのもう一度説明願いたい

委員：何かを変えるわけではなく、この条例自体をしっかりと議員各位に周知徹底をし、例えば、これは議長が大きく関わることで、審査会の設置等も最終的に議長が大きく判断されるので、議長の改選時等に、こういうものがあるので議員各位におかれてはしっかり遵守くださいというようなことを改めて言うなど、そういうことが大事なのではないかということ、改めて報告書の中にも記載をさせていただくということではないか。

委員：わかった。

委員：ではそのようにさせていただく。それでは3条。3条は、として禁止すべき新たな規準を明記するということで書かせていただいている。

とを一緒にして議論いただきたいと考えている。というのは、人権侵害、名誉毀損及び差別的行為のことに書き込みをしてはどうかという意見にバツはついておらず、その必要性は皆さん感じていらっしゃるという今までの経緯だったと思う。しかしながら、のところ、SNS等の情報発信となると、余りにもそれでは幅が狭いのではないかと、方法をここで書き込むのはいかがかと、疑義があって、バツがついている状態。ここで、例えば差別のない人権が尊重される三重をつくる条例（仮称）の中間案のたたき台において、どんな書きぶりになっているかということを確認して、を含めての記述について是非考えていただきたいと思っている。参考までに、このように差別解消条例の中間案ではなっている。人権侵害行為を、「不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われ

るものを含む。)』と定義されている。SNS という言葉は使っていない。条例を参考にしてはどうかという意見があったのでここに、まだこれは決定ではないが、中間の案として出されているものを書かせていただいた。この書きぶりも含めて、 、 について、いかがお考えか、意見をいただきたい。 については、皆さんご理解をいただいて、ある程度、何かを追記しようということは一致をしている。内容の問題か、 を含めてと思うが、文章自体これで確定するという意味ではない。条例案を今ここで云々しているわけではない。

委員：本日、条文まで固めるということでないのであれば、ここは議論の余地のある、改正はできないということではないということで本日は置いていただいて、やはり今回の差別のない条例の方の中間案ではインターネットを通じて行われるものを含むということをお教えいただいたが、会派意見としてはこの条例においては、その行為そのものを禁止するのであって、手段は、時代が発展して SNS 以外のものもさらに出てくる可能性もあるので、手段については書くのではなく、行為そのものを禁ずれば良いではないかというのが会派意見だということ。それも含めて今のところは保留して、進んでいただければいかがか。

委員：今のことで確認だが、手段ではなくてここには行為を書き込むということで、インターネット等も含むという解釈の仕方で、解釈はそれでよろしいか。

委員：含むという解釈で。

委員：では、この政治倫理規準の を含めて、改正に向けた考え方はこのままにさせていただき、報告についても、この を含んだ形で報告書案を作らせていただきたいと思うがよろしいか。

全員：異議なし

委員：ではそのようにさせていただく。 、禁止すべき新たな規準を明記するという。県の補助を受けている団体の報酬を伴う役職につくことをこの条例で禁じること。これについては、三角が2、バツが1というふうになっているので、新たに書き込むことはなかなか難しいのではないかと判断をしている。審査請求、4条に進む。請求の要件。これはマルバツ三角ではなく、意見が出されている。現行 12 分の1、そして新たな意見が8分の1という意見になっている。それぞれ今までどういう考え方で12分の1と8分の1が出されているかは、この検

討会の中でも事務局より説明をさせていただいたところ。現行通りが5会派、8分の1が1会派というふうになっており、右側には何も書いていない。なかなかコンセンサスを得て改正するということには繋がらないと考えているので、空欄にしてある。

委員：8分の1は私どもだけなのだろうと思う。12分の1で、より審査請求しやすいということで他の会派の皆さんはお考えということであれば、それで私どもも異存はない。

委員：では空欄のままということにさせていただきたいと思う。5会派、1会派と書いてあるが、この記述そのものも、もう必要はないか。

委員：もう12分の1にしていれば。私どもはこの参考の に書いていただいているように、懲罰動議の方が8分の1だということで、この審査の請求が出た時点で、恐らく公になると思う、全議員が公表されてしまうということ。その審査請求された議員が全く何も問題なくても、審査請求された時点で、その議員はかなりダメージを受けると思う、結果がどうあれ。それで本当に良いのかと。だから審査請求をやはり、よりしっかりと、安易に出す人は一切いないと思うが、そうしないと、誰が審査請求の対象になるか、全51人の議員がなり得るので、その辺だけ心配をしたので。12分の1というと今51人で、5人が請求すれば、もうそれは議題になるのだと思うので、懲罰動議はその意味で、それだけ議員にとって大変重たいものということで、8分の1という、より厳しい審査の基準を決めたのかなと思ったので、皆さんが良ければそれで（良い）と思う。

委員：考え方について意見があった、12分の1というところにそういう考え方が含まれる、責任があるということも留めておいていただきたいと思う。それでは、次の県民による請求のところ。自治法による直接請求権のように県民による審査請求を規定するというところ。これについてはバツが一つついている。三角もあるので、なかなかこの検討会として一致をして、ここを入れ込んでいくということには繋がらない。そのように考えるが、よろしいか。

全員：異議なし

委員：では第5条に進む。次は設置の要件。これは3会派ずつに分かれており、現行どおり議会運営委員会に諮る。新しい考え方として、議員定数3分の1以上かつ2会派以上の賛成、全議員が関わるというニュア

ンスだったと思っている。分かれているので、なかなか新しい考え方を採用するということには至らないと考えているが、よろしいか。

委員：これは分かれているので、新しい考え方に至らないので、今までどおりで良いのではないかという意見、考えか。

委員：一番初めに確認させていただいたとおり、やはり多数決で決めるものではなく、コンセンサスが必要。こういうふうにしましょうというところでなければ、なかなか変えるという結論には至りにくいと考えているが、ただ、全てそれで通すのか、例えば報告書案には、2案、考え方を書いて、それが条例案の改正にそのまま反映できるかどうかは別問題として、考え方を書き込むということはあると思う。

委員：逆に言えば、どこか一つでも会派の中で反対があれば変わらないということ、今までどおりで良いという判断という意味かと思うが、50:50で、会派は大きい小さいがあるので議員数の違いはあるが、今までの条文では、やはりどうなのかと疑問を持っている会派があつて、全会派の一致がベストだと思うが、まとまらないから変えないということであれば何も変わっていかないような気がするし、最終的にそういう判断を示すことを、言っているように本来であれば全会派一致が良いのだろうが、多数決でやらないといけないこともあると思うし、この設置についてのところだけではなく、そのようにも思うところはあるが、この会議がどのような使命を受けているのかが、今少しわからなくなってきたので。

委員：やはり私は、政治倫理条例の改正の考え方というのは多数決で決するということは正直、馴染まないと思う。全会派合意をしていくということは重要ではないかと思う。前々からこの考え方については、うちの会派としては、請求の方は12分の1ということで、一定広く持ちながらも、請求されただけでもダメージは当然あるわけだが、逆にその数字だけで即設置ということは、やはりプロセスとしては議会として欠けるのではないかという思いがあるので、議会運営委員会、この構成の議論は少しあるかもしれないが、やはり議論の場があるということが私は欠かせないと思っており、そういう意味で、現行どおりの設置の仕方で良いのではないかと変わらず思っている。

委員：今、言われたことも、よく話の内容はわかるところ。一方で私どもはこの参考 に書かせていただいているように、委員構成が、今現況で

考えれば、三つの会派、議会運営委員会に委員を出していると思うが、その中でも多数決、議会運営委員会の全会一致でこの審査会を作るかどうかを決めるのではない、最終的には多数決になっていくのだろうと思う。それをどう考えるかだと思うが、その時に委員構成で、どう判断が決まるのかというのは、最終多数決とすれば、会派による振り分けの人数で決まっていくことも危惧がされるということを感じるので、こういった意見を出させていただいた。先ほど来の、県民に「主権者たる」を入れる入れないは別にして、県民の皆さんから見て、その議会運営委員会の判断というものの、しっかり公開でやっていて、いろいろな意見が出て、最終的には県民に、議会運営委員会も、先ほどの第2条第3項と一緒に、やはりなぜそういう結論に至ったのかという説明をしないといけないと思うので、その辺りをしっかりやっていただければ良いのかなと思う。設置するかしないかが県民から見て透明感のある、そういったものに、是非、議会運営委員会の方も尽力賜ればと思う。

委員：ただいま危惧の内容の辺りについても説明いただいた。事務局、報告書案の中に、例えばこういう危惧があるという指摘もなされたというようなことで、書き込むことは可能か。

事務局：その旨、報告書には書き込ませていただければと思っている。

委員：そういう方向で扱わせていただきたいと思うが、よろしいか。

全員：異議なし

委員：ではそのようにさせていただく。それでは次の外部委員のところ。必ず置く、というところにはなかなか至っていないと思っている。現行どおりで良いと考えるのが3会派、そして必ず聴取するという考えが3会派なので、今まで申し上げている考え方でいくと、現行どおり有識者の意見を聴取することができる、「できる規定」のまま置くということになる。参考のところ、審査会では、人権侵害に関する判断が最も困難となることが想定される。差別解消条例の中間案のたたき台では、第三者機関、三重県差別解消調整委員会というふうに中間案のたたき台は書いてあるが、その差別解消調整委員会の意見を聞く、諮問することができる仕組みが規定されている。これは県において、いろいろな専門家などに判断を委ねるということに、今、案としては作られているわけだが、現行どおり聴くことができるということで、

では有識者としてどういう方を選ぶのかという辺りに、この差別調整委員会のような考え方を反映させる、そのような方法もあるかと思う。ここの項について、「できる規定」としておく、そして外部委員として有識者を任命する場合、特に人権侵害に関するところについては、今作っている条例との関連を持たせていくことはどうだろうかということを書かせていただいた。考え方としていかがか。

委員：意見などを聴くことができるというような書きぶりの「できる規定」。イメージとしては、意見を聴くというレベルと、正メンバーとして必ず入るということでは、一般の県民の皆さんの意識の中で、ここは外部の方に入ってもらう、ということ定義付けておいた方が理解は得やすいというか、「できる規定」だけでは弱いのかなと私は思っている。その中でも、やはり外部委員の数が複数というのは私も求めてはいるが、県民の方の意識的な、イメージ的なものとしては、結局議会のことは議会で責任持つてやる必要があるとは思いますが、外部に入っただけということの方がより良いかとはやはり思っている。

委員：第6条第1項第4号に、審査会は審査のため必要があるときは議員、優れた識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。とあり、ここのこと。

委員：条文では第6条、審査会の運営のところを、今、協議しているということか。審査会の設置の第5条には、「できる規定」はないので。

委員：外部委員を任命するかどうかという第5条の議論の続きで来ているが、中身としては少し6条に関わってくるという整理。

委員：では5条にその条文、外部委員のことを書き込むか否かということではなく、この6条の第1項第4号をそのままにするか、そこに外部有識者、いろいろな意見がある中で、必ず入れるとか、任命するとかを入れる。第6条第1項第4号を変更するかどうかということの良いか。

委員：少しわかりにくくて申し訳ないが、有識者の考え方は第5条のところ。そして実際の条文としては第6条第1項第4号で、そのところに関わってくると思われる。必ず聴取するというにはなかなかないで、皆さんの意見を聞くと。そうすると第6条第1項第4号の「できる規定」は、必ず事情徴収する、又は報告を求めるというふうにはなかなかできないのかなと判断させていただき、この「でき

る規定」はそのままではないかと正副座長においては考えている。

委員：私どもは元々「できる規定」にマルなので、逆に、それでは駄目だという方々に理解いただけるのかどうかが大事なので、発言いただいた方がよろしいのでは。

委員：是非、そこで聴き取りをすべきだという考えの会派の方々から発言をいただければと思うが、いかがか。

委員：ここの部分は、設置後のことになるが、議論の中でそれぞれの会派の議論がぶつかるようなことがあれば、やはり初めから設定をしておいた方が良いのではないか、あるいは必要があるにも関わらず、聞かないという選択肢があるというのはどうかということで、提案をさせてもらってある。一方で差別解消の条例の中の議論でもあったが、政治倫理条例が当てはまるかどうかかわからないが、全て聞かなければならない、入っていなければならないということでもないケースもあり得るという中で「できる規定」にさせていただいているという考え方をすると、ここも「できる規定」でもあえて構わないのかなと思うが、ただし、やはり専門性が問われる場合については、できるだけ聞くようにしていただくというようなことが、何か書き込みができるのであれば良いとは思う。

委員：今回このようなPTを作らせていただいた経緯には、やはり小林貴虎議員のことがあったことは事実で、その時に1点だけ難しいと思ったところは、彼のとった行為が専門的に人権侵害であったかどうかの確認を複数の弁護士に聞いたところ、意見が分かれてしまったと。ただ、代表者会議でマスコミが入り、非常に注目度の高い案件だったので、言うべきところも非常に言いづらい雰囲気であったことも事実。ここは「できる規定」で良いと思うが、先ほど言われたように、例えば、逐条などで被審査議員が有識者を求めたらその意向を尊重するなど、何らか逐条の中に書き込んでいただければ良いのかなと。だから、「できる規定」だと結局は委員長の判断によるが、そうではなく、逐条解説などで、被審査議員の意見を尊重するようなことも書き込んでいただいたら、「できる規定」でもそういう場面を作っていただくことができるのではないかなと思うので。条文としては「できる」ということでも我々は構わないが、何か判断に迷ったときには、専門家、有識者の意見を聞けるようなものを残していただけると非常に有難い。

委員：区別して考えたいと思うが、第6条、審査会の運営はあくまでも審査会の立場から書いてある。皆さんの持っている資料1の最後の4ページの2番目のところに、被審査議員を弁護する者の参画というのが項目として挙がっているので、ここの「できる規定」はあくまでも審査会が審査をするときに必要かどうかを判断し、必要に応じて有識者等に聴き取りをすることができるという規定なので、これはあくまでも審査会が審査をする場合の話。被審査議員のところはまた後で別途議論させていただきたいと思うが、今、委員がおっしゃるのは被審査議員ではなく、審査会において「できる規定」で良い、有識者が必要ということか。

委員：先ほどおっしゃったのは、「できる規定」でも良いだろうと。そのうえで、例えば被審査議員が審査会の方に、ここは専門性が必要なので有識者の意見を審査会として聴いて欲しいと言った場合だと思う。そういう発言があった場合に尊重してもらえると有難いと、そういう趣旨ではないかと整理できると思う。

委員：要は、審査会が外部有識者を招致するかどうか、諮問するかどうかは「できる規定」で、被審査議員も審査会に対して、参考人招致ではないが、この方の意見を聴いてもらいたいという、審査会に対しての依頼をすることができ、かつ、その声は可能な限り尊重してくださいという、そういった形をとっておくということによろしいか。

委員：条文が渡るので混乱してしまうが、論点を順番にいくと、一番初めは第5条の審査会の設置の中に、外部有識者の外部委員を入れておくかというのが一番上。入れとておくということは審査会が開かれればその人は常に座っていて意見を言われると、こういう形が一つ。置かないとしたら、その設置審査会の委員に入れないということであれば、第6条にいて、聴きますか聴きませんか、必ず聴きますか、必要に応じて聴きますかという、そういう選択かと思っている。今、議論の集約としては、この3番目の審査会として必要があれば聴くことができるという位置付けにしようかということかなと思う。あと、審査委員をどういう人を選ぶかということについて、この後の被審査議員のことも含めての議論だが、前からもやらせてもらっているが、必要な意見を聴くのに、やはり公正中立な立場で、専門性のある方に話を聞いていただくということが重要で、そういう意味では私も複数と確か

書かせてもらったと思うが、やはり複数の専門の方の意見を聴くべきというところで、誰々さんをお願いというのが良いのかどうかは疑問に残るところで、複数の専門性のある方、複数聞くことによって、いくつか一定のバランスだとかということは、偏った意見にならないようにという配慮は必要だと思っているが、少し間違えると被審査議員の意思、意見、想いを代弁する方に聴くというようなことになるのは意味が違うのではないかというのは感じるところ。

委員：考え方が少し混乱していたが、今の話の中で、委員として設定する場合と、参考人のように専門家にその時に来てもらって話をする場合は別に考えるということ。ここに書いてある呼ぶことができるというのは、審査会が必要だというときに、それは被審査議員がそういう申し立てをして、それを必要と認めたときのようなことも含めて、もっと深く、審査会で専門的なところを聴きたいときにはできるという規定。外部委員がきちんと複数位置付けられているのであれば、その参考人的なものは「できる規定」で良いと思うが、その後の話になってくる外部委員のことが確実でないのであれば、また考えは別。外部委員が複数名きちんと審査会の中に設定されるのであれば、参考人は「できる規定」で良いと思う。

委員：人権侵害のところの外部委員の考え方は、そこに参考である程度示させていただいている。会議開始から1時間が経過した。様々な考え方が出され、被審査議員からの申し立てによって云々というところはまだ少しずれるかと思うので、考えをまとめていただくためにも、ここで暫時休憩とし、再開は14時15分とする。

#### 休憩

委員：それでは再開する。審査会の設置等についての議論をしていた。意見がある方はいただきたい。

委員：休憩中にも少し会派内で話をしてしたが、うちの会派として、ここまでの議論を聞かせてもらって、少し新たな意見が出てきた。外部委員ののところをマルとしていて、外部の意見を必ず聞くということではないというふうにしてしたが、今の話を聞く中で、複数の外部委員の、特に専門性のある有識者の話を聞けるようにしておくということが大事ではないかという意見になり、ただその一方で、最終的に決定は議会がきちんとするというのも大事だという意見もあるで、その

一つのバランスをとった考えとして、有識者に議論には入ってもらうが、その最終的な措置などの議決権のようなものはないという形で議論に参加してもらえないかと。今、会派メンバーの中で話をしてそういう意見があった。

委員：この有識者に入っただけというのでは、「できる規定」ではなくて必ずということか。

委員：条例にはできるという規定にしていいただいても良いと思うが、逐条か何かで、求めに応じて設置すべし、意向を尊重するというようなことを書いてもらえると有難い。

委員：ということは、この条文に、必要があるときは、と書いてある。審査会が必要と考えれば、その状況に応じて、優れた識見を有する者に対し、事情聴取し、又は報告を求めることができる。そのときに、複数の聴き取りを必ず行ってほしいという趣旨か。

委員：気持ち的にはそうだが、必ずという書きぶりがなかなか難しいのであれば、逐条などで書き込んでいただけると有難い。

委員：専門的知識を有する者から意見を聴き取る場合は、複数委員から聴き取るということか。

委員：我々としては、被審査議員の弁護人のような形で、その人の側に立った意見を述べる人の方が我々としては望むところだが、それに対して、ちょっとそこまではということであれば、公平な立場の複数人、バランスをとるのか公平な人を2人呼ぶのかわからないが、そういうような有識者の招致のようなものをしていただけると有難い。

委員：という意見だがよろしいか。

委員：私は、先ほど委員も言ってもらったように、決定は議会ですと。やはり自浄作用というか、審査会もまずは議会内で委員の指名を受けるわけで。今の条文だと審査会は11人以内で議長が任命すると。しかるべき人を任命してもらって、その中でしっかりと審査会をやるべきだと思う。そのうえで、やはりここは外部有識者の方の専門的な意見を聴く必要がある、そういったことであれば、それを聴くことができるということで、「できる規定」で良いのではないかと。それで、その「できる規定」に、この後やる審査会の運営の第6条の一番下にある、被審査員を弁護するものの参画というところも、どういう入り方かということの中の一つとして、審査会に聴き取りをしてもらいたいと被審

査議員の方から申請をして、それがあった場合には、今、委員が言われたように尊重するというような、意見を聴くということ。だから、審査会の議論の中には入らないということ。私どもはそう思っている。最初から議長が任命するわけなので、例えば今の条文上でいくと11人以内、11人とした場合に、9人は議員の中から指名をして、複数ということで最低2人と考えた場合に、2人は、議長の方から2人を選んでもらって、その審査会の毎回の議論の中に入れてもらうということだと思うが、私は、最初から議論に入れてもらう必要はあまり感じていない。必要であれば、意見を聞かせてもらうということの良いのではないかと思う。

委員：今聞かせていただいた中では、その11人から、数字はまた変わるかもしれないが、現行で言うと11人の外に議決権のない方に複数参加してもらうというイメージで。なので、11人の枠を削って、9人は議員からというイメージでは恐らくないのだろうということだけ補足しておく。

委員：委員外で必要があれば意見を聴くことができるということ。そして、それは複数であり、偏りがないようにしていただく。

委員：今そこは議論が分かれているが、もう少し、1回きりで来てもらうというよりは、常設的に来てもらって、話をできる有識者というイメージで話はしていた。今、かなり議論が広がっていて、今日取りまとめるのがもし難しいということなら、両論併記か保留の形で先に進んでもらうということも有難いかなと。あるいは、先ほど来、言われているように、(意見が)分かれたものはもう駄目なのか、その辺りの采配はわからないが、ちょっと今日、全て中身を取りまとめるのは少し無理かなという感じはする。

委員：なかなかそこまで、その時の状況にもよると思うので、有識者に意見を聴くことができるとしても、それが1回なのか複数回なのかということは、この場において決定はしきれないであろうと思っている。条例に反映させることも、なかなか実は難しいのではないかというふうに考えているので、大元の大きな考え方をまずは確認をさせていただいて、これは今、報告書の案を議論いただいている。報告書について、提出をさせていただき、そこから条例案を改正するよということこの場にいただいてから、後に条例文の改正という作業に入ってい

くので、今その細かい中身まで突き詰める必要はないかというふう  
に考えている。そのような整理でよろしいか。

全 員：異議なし。

委 員：では、必要があるときは有識者等の意見を聴取することができる  
と。そのことは、「できる規定」で置くということ。有識者の選定にあつ  
ての考え方は、公正中立という言葉もあった。複数人の意見を聴いて  
はどうかということもあったので、この辺りの考え方として報告の中  
に入れ込んでおきたいというふうに考えるがよろしいか。

委 員：公正中立という、私もそういう言い方をしていたが、県条例の第6条  
第1項第7号には、委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正  
不偏の立場で審査しなければならない、とあって、公正不偏へとい  
うことの方が適しているように感じた。

委 員：条例に書かれてある言葉で。

委 員：私どもの会派が申し上げているのは、人間一人が公平不偏という話で  
はなく、その議論の方向性が偏らないために、例えばということ  
で被審査議員が推薦できるようにしてはどうかということを提案して  
いるわけなので、呼んでくる人がどうなのかという問題も一つあるだ  
ろうということは否定しないが、会全体の議論があまり一方向に偏ら  
ないという意味合いだということも入れていただけると有難い。

委 員：それは後の被審査人を弁護するということと関わってくるが、その  
辺りの考え方についてどうか。今は一旦、被審査議員のことは置いて  
おいて、会全体としての運営についてどういう方向性かということ  
を確認させていただきたい。

委 員：先ほど来、有識者を複数人呼ぶという話があるわけだが、例えば参考  
人、普通の常任委員会で参考人招致の他に公聴会という制度がある。  
必ず両方の意見、賛成と反対の両方の意見を呼びましょうというのが  
確か公聴会だった。というようなイメージで、必ず両方の意見を聴く  
というようなイメージなので、例えば、被審査議員が推薦できるよ  
うにしてはどうかと、その参考人、外部有識者を呼ぶ時のイメージで。  
なので、どういう報告書をイメージされているのか完全にはわから  
ないが、会の運営として考えたときに、そういう公聴会的な、そ  
ういう意味での偏りのない参考人を呼んでいただくとか、そ  
ういうことをしていただけるとどうかという意見。

委員：先ほど公正不偏と申し上げたわけだが、それはまさに言われるとおり、それを確保するためにはやはり複数の方が必要になる。複数と呼ぶということは、当然そこにバランスが一定求められるということだと思う。そこまで書けるかどうかかわからないが、例えば、まずはやはり高い専門性のある見識が必要だということと、触れる政治倫理規準の内容によっては考え方が異なる場合もある、同じ専門性を持っておられる方でも。そういう意味では、異なった考え方がある場合は、そういうバランスをとって呼んでもらうということが大事なのだらうとは思っているので、言い方は難しい。ただ、それを被審査議員が求める方をというと、やはりその立場に沿った意見を言う方になってしまうという危険性があるので、そこはやはり専門性を求める限りは、公正不偏ということで、考え方は複数呼んでバランスを取るということを求めるのが筋ではないかと思う。

委員：一方に偏らない公正な立場って何だろうかとずっと考えていたが、例えばAという政策をこっちの角度から、こっちの角度から議論しているのとは異なっていて、この議員のやったことは明らかにこの政治倫理規準に反しているのではないかという疑いがある、例えば人権侵害ということ言えば、では人権侵害は駄目だということは普遍的なことで、そういう立場から専門性とか識見を持った人が公正で不偏な立場でやっていただいたら良いので、これは後の弁護という話にも絡んでくるかと思うが、その被審査議員の言い分を代弁してくれる人と、そうではない人と呼ぶというのが公正公平であるかと言えばそうではないと思う。

委員：あくまでも決定してもらうのは審査会なわけで、審査会の委員は議長が任命をし、そしてその中の委員の互選で審査会の委員長、副委員長が決まり、その11人以内の枠で任命された方々が問題をどのように最終決定をしていくかという時に、議論も画一的なものではなく、いろいろなケースがある中で、審査する側も審査責任はすごく重たいものがあるので、その方々が必要と思う方に意見を聴くということで良いのではないかと思う。それは、先ほど委員が言ってもらったように、物事はいろいろな見方があるので、Aの見方をする人は公正不偏でないかと言えばそうではなくて、ではBの見方をする人がそれではないかと言えば、そうでもないと思う。なので、審査会が判断をしていた

だくと思うし、先ほど申し上げたように、決定責任というのは重たいものを持っていただく大切な組織だと思うので、審査の中での判断に委ねていくということも大事かと思う。ただし、ある一定審査をされる側の議員の意見というのも尊重するということは、私は大事かと思う。意見というのは、こういう意見も聞いてもらいたいというような、もし申し出があればということ。そのように思っている。

委員：あくまでも審査会が責任を持って進めるということ。なので、外から誰かを呼べという話ではないだろうと。条例文をそのまま読むとそのように読み取れる。先に進めて、弁護のところが出てくるので、そこに行き着きたいと思う。一旦この議論、ここで置かせていただいてよろしいか。少し違うところだが、公開については、皆さん公開でというふうに書いていただいているので、ここは公開と置かせていただく。ただし、非公開とする場合の要件等、これは明らかにしておく必要がある。例えば、公開とすることで、被害者にとっての二次被害が発生する恐れがある場合、あるいは被害者、被害というか、申し出てきた方がそれを望まないというような場合は、公開はできないのかなと思うが、このようなまとめ方でよろしいか。

全員：異議なし。

委員：では次に勧告。今、辞職勧告と役職辞任、この二つしか挙がっていない。もう少し列挙をしたらどうだ、必要最小限で良いのではないか、そのような意見が挙がっている。そこで皆さんに再度、このような措置があるというペーパーを配らせていただいた。参考資料の中に、どの県がどんな措置を入れているというのを、再度出させていただいた。それで、役職辞任勧告が下から四つ目で、議員辞職勧告が一番下、重いものになっている。その他にたくさん書いていただいているが、必要最小限を求める会派もあり、どの程度まで列挙するのかということを検討いただきたい。あくまでも審査会を開き、議論をいただき、その中での措置というふうに考えていただきたいと思う。

委員：先ほど、本日は報告書の内容なので、その報告書を出した後、条例にする時にはまた具体的な中身を詰め直すとおっしゃった。ということは本日、この措置の中のどれを入れようという話をする必要はないということで良いか。

委員：ある程度、もしこの中で、この辺りを書き込んだらどうかということ

に一致を見られるのであれば、そのことも含めて報告をさせていただければと思っているが、その必要がないということであれば、この措置についてはもう少し書き込む必要があるが、会派によっては必要最小限を求める会派もあるというふうに報告をさせていただくことはできるかと思う。それも含めていかがか。

委員：うちの会派としてはどれを書き込むかということはまだ議論していないので、具体的などれということは持ち帰ってもう一度聞かないとわからない。うちの会派として決めてきたことというのは、書き込んでいない措置はできないということ。できる措置についてはきちんと明記しておかないといけないということ。例として挙げているのではなく、そこに書いてある措置しかできないようにして欲しいという意見。

委員：ということは今の第6条第1項第3号で、「政治的又は道義的に責任があると認めた場合で、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告等重要な勧告を内容とする審査結果を答申しようとするときは」ということで書いてあるが、この「等」、これはもうやめるべきという意見かというふうに思った。そうなってくると、どこまでの、全員協議会での陳謝であるとか、文書戒告をどうするのかなど、その辺りのところはやはりもう1回持ち帰らないといけないとは思ふ。例えば、今後こういった表でも良いが、要は三重県議会の審査会における措置、最終的な被審査議員に対する決定はこういうものにするというのは、逐条解説に明確にやるというのでは効力がないのかどうか、それではいけないのかどうかということと、ここにもし第6条第1項第3号に、他の県で多いようなものを、やるやらないは別にして六つぐらい書き込むと、これとこれとこれとこれという列挙をする形になると思うので、1個増えるだけなら良いかもわからないが、どうあるべきかというのも考えさせてもらう。逐条解説というのでは、この「等」というのには何があるというのは、元々これでも明確にはなっている、説明は受けられるわけで。今はもう「等」が、仮置きでついてあるだけで、「等」は決まっていないという状況なのであれば、それをしっかりと報告書の中で、県議会としてどういった措置があるのかというのを決めることが先に来るのかなと。

委員：明確にしておくべきであるというふうに報告をさせていただくくらいで留めておくという意見。そういうことでよろしいか、今の段階とし

ては。その措置の種類については明確にしておくことが必要であると、そういう方向性でよろしいか。

全 員：異議なし。

委 員：ではそのようにする。中身については、またおいおい、いろいろと考えていただきたいと思います。そして、 の代表者会議との関係については、代表者会議における「陳謝」は当条例とは別に位置付けられるものという考え方が大多数だった。措置を検討する中で整理していくというふうに意見をいただいている。これについてはもう直接的な方向性云々ではないので、今後議論をする中で考えていただければ良いものと思う。そして、被審査議員を弁護する者の参画について。これは弁護者という立場でということ、このことについては、それは必要がないのではないかという意見がある。いろいろな意見があり、本人がやはり説明責任を果たすことが必要だというような意見も今までの議論の中で出されていた。先ほど言っていた有識者云々というのは、この被審査議員を弁護するという立場ではないということによろしいか。このことと関係があることではないか。

委 員：関係が全くないわけではない。ただ、ここのところを会派内で議論したところ、課題があるだろうと。費用の問題もあるだろうし、そういう人選の問題もあるだろうと。そういうことで、必要性を我が会派としても認める中で、遡るが、先ほどの外部有識者を活用するということで、この弁護者が入ることによって、成そうとしている効果を発揮できるのではないのかという議論になったという経緯。

委 員：わかった。ではここの項については、もう採用しない。バツを打っているところもあるので。あくまでもその審査会の中の有識者に意見を聴き取る部分で、どのように反映していくのか、公正不偏とは何かというようなこと、その辺りを大事にしながら複数人きちんと入れていく方向でという辺りで、一旦置かせていただこうと思うが。

委 員：複数人で、公正不偏の専門性の高い有識者に意見を聞くという部分については何も変わらないが、例えば現条例でいくと、第6条第1項第6号に、「審査の請求をされた議員は、審査会に対し口頭又は文書により弁明することができる」とある。もちろんこれは自分の行為についての弁明なりということだが、可能なのであればそういう弁明の中に、こういう方の意見を聞いて欲しいとか、こういう考え方があるのでは

ないかとかいうことを挙げることは否定されるものではないと思うので、ただそれを外部委員の有識者を選ぶときにどうするかというのは、その審査で、委員に選ばれたものが判断をしていくということになると思うので、ここの部分で、そういう想いも体言することはありなのかなというふうには感じたところ。良いのかどうかはわからないが。

委員：なかなか報告書としてはその中に入れ込みにくいですが、そのようなニュアンスも考えられるということで、これからいろいろな条文の改正に入っていくときに考えていただければどうかと思う。よろしいか。それから、最後の逐条解説の作成については、やはり今までずっと議論してきて、考え方なりを明らかにしておくことは非常に大切だと感じた。なかなか条文本体に書き込めないこともあるので、皆さん必要だというふうに言っていたいただいているので、これについては条例改正と並行して、具体的に逐条解説についても検討させていただきたいと思っている。他全体を通して何かあるか。

全員：意見なし

委員：では、今後の進め方について説明させていただきたいと思う。まず本日の議論を正副座長で整理し、検討結果報告書案を作成する。資料2について、事務局から説明いただきたい。

事務局：資料2について、説明させていただく。一応このような構成で、検討結果報告書案を現在考えている。本日は、その中の主な項目を示させていただいている。まず初め、冒頭部分はこのような5行ぐらいのボリュームで、まず初めにという部分を記載し、それから一つ目の項目、三重県議会議員の政治倫理に関する条例についての検討結果ということで、三つほど、項目としては、一つ目が会議発足の背景について、その概要について示し、(2)番、現行条例の確認についてということで、この部分で三重県議会の政治倫理の条例の確認はもちろんのこと、他県議会の条例を比較したようなところも少し触れていきたいなど。その概要について出された意見もここで記載するというようなイメージ。続いて三つ目、現行条例の課題の検討についてということで、現行条例の課題とか、あと実際運用した時の課題とか、そういったところの概要を整理して、それに対するこれまでの意見をここに記載するというようなイメージ。二つ目の項目、検討結果、ここはまず合意に至った課題・解決等と、あと一方で合意には至らなかった課題につい

ての概要をここに記載していくというようなイメージ。三つ目、今後の対応方針案だが、まず一つ目考えられるのが、現行条例の改正についての記載と、二つ目として逐条解説の作成。三つ目で、今後もし、政治倫理審査会を設置する場合の、どうするかというようなところの記載も少し触れていきたいというふうに考えている。最後、四つ目、資料編だが、これも既存の資料になるが、委員名簿や検討プロジェクト会議の設置について、あとこれまでの検討結果をつけて、最後に別冊として、現行条例、他県の条例制定状況、各会派の意見をまとめさせていただければという、以上のようなイメージ。

委員：検討結果報告書案のまとめ方のイメージについて説明させていただいたが、何か質問等あるか。

全員：意見なし。

委員：よろしいか。ではこの資料2の形式に則り、委員の皆様には、1月18日の開会日に、検討結果報告書案を配らせていただく。ただいまいただいたいろいろな意見を盛り込みながら、この形式に則って作成をさせていただくということ。そして、その検討結果報告書案については、その後、1月18日以降に各会派で検討いただき、次の2月の会議では、その検討結果を持ち寄っていただいて、またご協議をいただきたい、そのようなスケジュールで考えているが、いかがか。

全員：異議なし

委員：それではそのようにする。では、次回の会議日程について、前回2月14日と2月18日と両方を仮押さえさせていただいてあるが、よろしいか。2月14日が、大変この議会日程が長時間に及ぶことが予想されるので、できれば2月18日金曜日、この日は議案聴取会があり、その終了後を提案したいが、いかがか。

全員：異議なし。

委員：では第7回の検討会議は、2月18日金曜日、議案聴取会終了後とさせていただくので、よろしく願います。協議いただく事項は以上だが、他に何かあるか。

委員：先ほど外部有識者のところで一旦置いて進んだが、そうすると報告書には合意には至らなかった課題として記載いただくということか。

委員：合意にはなかなか至っていないかなというふうにとらえている。けれども、合意に至らなかったといってもう何も書けないかということ、ま

たそれはここでの議論だと思うので、一旦作らせていただく。1月18日に。それ以降、この中身で良いかどうかというのをもう一度きちっと考えていただきたいと思うので、そこで皆さんも考えていただければと思う。よろしいか。

委員：わかった。

委員：他にあるか。

全員：意見なし

委員：では、以上をもって第6回プロジェクト会議を終了する。